

会報



目次

- 会長あいさつ…… 1
理事会・総会報告…… 2
トピックス：「ナショナルデータベースの精神科医療現状把握への活用」……12
ミニレクチャー：①「地域のストレングスを活かすための精神医療の俯瞰」… 13
ミニレクチャー：②「家族が力を発揮すると～土曜学校の取り組み～」 …… 16
懇話会：「上州で創る時代小説」 ……24
大阪精神保健福祉協議会：シンポジウム「相模原事件と精神障害者」を開催 …31
精神保健福祉協会の運営基盤等に関する調査報告（概要版） ……33

資料

- 1) 平成29年度精神保健に関する技術研修課程 …… 37
（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所）
2) 定款 …… 38
3) 名簿 …… 46

題字：吉川武彦

62号

会長あいさつ

社会が揺れている。
るように思う。
と、本人が社会サー
本人が社会サービ
どろうか。
等の増加と、その内
とって、社会サービ
る。これらの人たち
してきた。その長期
的に個別の課題解
という意味では、広
ことは「僥倖」であ
見していくには、自
中で、成長せざるを
くと思う。全国精
に向けての一步を進
社連盟、日本財団の
も、その一助とした

呆健福祉連絡協議会
会長 竹島 正
福祉センター所長)

「会報 第62号」 47ページ 地方精神保健福祉協議会名簿におきまして、
石川県精神保健福祉協会 会長 に変更がございましたので訂正いたします。

旧) 会長 越野 好文
新) 会長 松原 三郎

一般社団法人全国精神保健福祉連絡協議会
事務局

「会報 第 62 号」 47 ページ 地方精神保健福祉協議会名簿におきまして、
石川県精神保健福祉協会 会長 に変更がございましたので訂正いたします。

旧) 会長 越野 好文
新) 会長 松原 三郎

一般社団法人全国精神保健福祉連絡協議会
事務局

会長あいさつ

人口の急速な減少という、この70年以上経験したことのない課題に社会が揺れている。その根本のところ、社会制度の設計の変更を求められていることがあるように思う。

ほとんどの制度が、国民一人ひとりに頼ることのできる家族があること、本人が社会サービスに適切にアクセスすることを前提につくられてきた。そして、家族や本人が社会サービスに適切にアクセスしないのは「例外」とされてきた。それは正しいのだろうか。

近年の児童虐待防止法による通告、精神保健福祉法による警察官通報等の増加と、その内容を見ると、幼少期または思春期からの課題を抱え、きわめて長期にわたって、社会サービスに適切にアクセスできなかった人たちが少なくないことに気づかされる。これらの人たちは、さまざまな場面で排除されやすく、地域づくりからも遠い存在とされてきた。その長期的結果として、社会、本人の双方にスティグマが生まれ、そのことが二次的に個別の課題解決を困難にしている。これらの人たちは、安心していられる場所がないという意味では、広義のホームレスと言ってよいかもしれない。

頼ることのできる家族や本人が社会サービスに適切にアクセスできることは「僥倖」であるという視点を持つことは、共生社会に向けての第一歩ではないか。

地域包括ケアシステムが全ての地域住民のものになり、共生社会を実現していくには、自助・互助・共助・公助が必要とされるが、自助、互助がおびやかされる中で、成長せざるを得ない人たちがいることにもっと目を向ける必要がある。

そのような視点に立ったとき、これからの精神保健のあり方が見えてくると思う。全国精神保健福祉連絡協議会も、各都道府県協会と協力して、共生社会の実現に向けての一步を進めていきたい。

本協議会が、2017年12月に、川崎市、公益社団法人日本精神保健福祉連盟、日本財団の共催を得て開催する「かく、みる、つなぐ-こころの軌跡をたどる」展も、その一助としたい。

一般社団法人全国精神保健福祉連絡協議会

会長 竹島 正

(川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健福祉センター所長)

全国精神保健福祉連絡協議会 理事会・総会報告

平成 28 年度の全国精神保健福祉連絡協議会の理事会・総会は、平成 28 年 10 月 12 日(水)に群馬県において開催された。

この総会では、平成 27 年度事業報告、収支決算、収支決算、平成 28 年度事業計画(案)、収支予算(案)、平成 29 年度事業計画(案)、収支予算(案)が承認された。

平成 27 年度 事業報告書

平成 27 年度においては、本会の事業を推進するため次のことを実施した。

1. 総会の開催
(平成 27 年 10 月 29 日(木) 山梨県)
2. 常務理事会及び理事会
常務理事会 (平成 27 年 8 月 7 日(金) 東京都)
理事会 (平成 27 年 10 月 29 日(木) 山梨県)
第 2 回理事会 (平成 28 年 3 月 電子上)
3. 第 63 回精神保健福祉全国大会への参加及び精神障害者の絵画作品の展示
(平成 27 年 10 月 30 日(金) 山梨県)
4. 「ミニレクチャー」「懇話会」の開催
(平成 27 年 10 月 29 日(木) 山梨県)
ミニレクチャー 「子どもは逆境体験を乗り越えて成長し得ます」
山梨県精神保健福祉センター 所長 小石 誠二 氏
懇話会 「富士山信仰について」
ふじさんミュージアム 学芸員 篠原 武 氏
5. 「会報」誌の発行、配布(第 60 号)
6. 「地方精神保健」誌の発行、配布(第 35 号)
7. 各協(議)会機関誌等の収集及び広報活動
8. 精神保健福祉事業功労者の厚生労働大臣及び日本精神保健福祉連盟会長表彰候補者の推薦
9. WHO 西太平洋地域自殺対策会議(平成 27 年 12 月 1-2 日。主催:WHO,WHOWPR,国立精神・神経医療研究センター)における自殺の疫学に関するワークショップ及び市民公開シンポジウムの開催協力
10. 精神障害者のアートをとおしての精神保健の啓発推進の検討
11. その他
 - ①会長選考について
 - ②各協(議)会と都道府県とのかかわりについて

平成 27 年度 収支決算書

【収入】自平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日(単位:円)

科目	金額	摘要
会費	1,610,000	平成 27 年度会費 46 都道府県分 @35,000 円
雑収入	407	銀行預金利息 167 円,240 円
自殺予防に関する啓発事業	682,542	WPA 疫学・公衆衛生セクション奈良会議(2014)
繰越額	1,304,433	平成 26 年度からの繰越分
計	3,597,382	

【支出】自平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日(単位:円)

科目	金額	摘要	
事業費	賃金 (税込) 160,000	事務業務(延べ 20 日 @8,000) 20×7,184	
	諸謝金 (税込) 56,705	会報原稿執筆謝金(2 人@20,000) 2×17,958 封筒デザイン料 16,705	
	印刷製本費 508,788	会報(第 60 号) 190,512 地方精神保健(第 35 号) 318,276	
	通信運搬費 140,337	通信費 38,666・運搬費 101,671	
	会議費 37,750	会場借料・会議費	
	自殺予防に関する啓発事業 500,000	「WHO 西太平洋地域自殺対策会議」における自殺の疫学に関するワークショップおよび市民公開シンポジウムの開催協力	
	事業費合計	1,403,580	
	管理費	賃金 (税込) 160,000	事務業務(延べ 20 日 @8,000) 20×7,184
旅費 80,520		常務理事会出席旅費 24,440 総会、理事会出席旅 24,290 その他 31,790	
消耗品費 11,793		消耗品・備品費	
広報費 110,000		H P 更新関連費	
支払手数料 105,180		税務通常報酬 86,400、登記関係経費	
租税公課 10,600		印紙代	
諸会費 100,000		日本精神保健福祉連盟会費	
雑費 56,535		支払い手数料、テープ起こし費	
管理費合計		634,628	
法人税 70,000		平成 26 年度法人市民税、都民税	
繰越金 1,489,174	翌年度への繰越額		
計	3,597,382		

平成 28 年度 事業計画書 (案)

1. 総会の開催

(平成 28 年 10 月 12 日 (水) 群馬県)

2. 理事会及び常務理事会の開催

常務理事会 (平成 28 年 7 月 29 日 (金) 東京都)

理事会 (平成 28 年 10 月 12 日 (水) 群馬県)

第 2 回理事会 (平成 29 年 3 月 電子上)

3. 第 64 回精神保健福祉全国大会への参加及び精神障害者の絵画作品の展示

(平成 28 年 10 月 13 日 (木) 群馬県)

4. 「ミニレクチャー」「懇話会」の開催

(平成 28 年 10 月 12 日 (水) 群馬県)

ミニレクチャー① 「地域のストレングスを活かすための精神医療の俯瞰」

(国研) 国立精神・神経医療研究センター

精神保健研究所 精神保健計画研究部長 山之内 芳雄 氏

ミニレクチャー② 「家族が力を発揮すると」

群馬県こころの健康センター 所長 浅見 隆康 氏

懇話会 「上州で創る時代小説」 武内 涼 氏

5. 「会報」誌の発行、配布 (第 61 号)

6. 「地方精神保健」誌の発行、配布 (第 36 号)

7. 各協(議)会機関誌等の収集及び広報活動

8. 精神保健福祉事業功労者の厚生労働大臣及び

日本精神保健福祉連盟会長表彰候補者の推薦

9. 精神障害者のアートをとおしての精神保健の啓発推進の検討

10. その他

平成 27 年度総会における会長選出時に取り組み課題に挙げたこと(①～⑥)に取り組む。

- ① 本協議会の強みを活かした情報発信と提案を積極的に行う。
- ② 各都道府県の精神保健福祉協会等との連携を強化し、その活動基盤強化のための情報収集・提供を積極的に行う。また、すでに都道府県の精神保健福祉協会等と同様の精神保健福祉関係団体が存在する自治体等には、本協議会への加入を呼びかけていく。
- ③ 外部資金の獲得による、アートをとおしての精神保健の啓発推進の検討を行う。
- ④ 他の精神保健関係団体との交流を進め、それら団体との円卓的な話し合いの場を設ける。
- ⑤ 精神保健福祉全国大会等を活用して、地域の精神保健福祉活動の発展に貢献された団体・個人の顕彰を積極的に行う。
- ⑥ 本協議会の財政基盤、事務体制の強化に努める。

平成 28 年度 収支見込書 (案)

【収入】自平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日 (単位:円)

科目	金額	摘要
会費	1,610,000	平成 28 年度会費 46 都道府県分 @ 35,000 円
雑収入	1,000	銀行預金利息
繰越額	1,489,174	27 年度繰越分
計	3,100,174	

【支出】自平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日 (単位:円)

科目	金額	摘要
給与費	250,638	事務業務(延べ 37 日×@6,774)
諸謝金	税込 128,000	厚労省絵画掛け替え謝金(8,000) 7,184 ミニレクチャー講師謝金(30,000) 26,937 懇話会講師謝金(50,000) 44,895 会報原稿執筆謝金(2 人×20,000) 35,916
印刷製本費	250,000	会報(第 61 号) 100,000 地方精神保健(第 36 号) 150,000
通信運搬費	100,000	通信費・運搬費
会議費	50,000	会場借料・会議費(総会、理事会費含む)
精神障害者の芸術活動と啓発	50,000	情報収集費
事業費合計	828,638	
給与費	250,638	事務業務(延べ 37 日×@6,774)
旅費	100,320	常務理事会出席旅費 26,060 総会、理事会出席旅費 24,260 その他 50,000
消耗品費	10,000	消耗品・備品費
広報費	110,000	HP 更新関連費
支払手数料	120,000	税務、登記関係経費、源泉所得税
租税公課	10,000	印紙代
諸会費	100,000	日本精神保健福祉連盟会費
雑費	10,000	雑役務費
建物賃貸費	54,432	事務局賃貸借料
管理費合計	765,390	
法人税	70,000	平成 27 年度法人市民税、都民税
繰越金	1,436,146	翌年度への繰越額
	3,100,174	

平成 29 年度 事業計画書 (案)

1. 総会の開催 (滋賀県)
2. 理事会及び常務理事会の開催
(理事会：滋賀県、電子上 常務理事会：東京都)
3. 第 65 回精神保健福祉全国大会への参加及び精神障害者の絵画作品の展示
4. 「ミニレクチャー」「懇話会」の開催 (滋賀県)
5. 「地方精神保健第 37 号」誌の発行、配布 (年 1 回発行)
6. 「会報 62 号」の発行、配布 (年 1 回発行)
7. 各協(議)会機関誌等の収集及び広報活動
8. 精神保健福祉事業功労者の厚生労働大臣及び
日本精神保健福祉連盟会長表彰候補者の推薦
9. 精神障害者のアートをとおしての精神保健の啓発推進の検討
10. その他

平成 29 年度 収支見込書 (案)

【収入】自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日 (単位：円)

科目	金額	摘要
会費	1,610,000	平成 29 年度会費 46 都道府県分@35,000 円
雑収入	1,000	銀行預金利息
繰越額	1,436,146	前年度予定
計	3,047,146	

【支出】自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日 (単位：円)

科目	金額	摘要	
事業費	給与費	250,638 事務業務(延べ 37 日×@6,774)	
	諸謝金	税込 128,000	厚労省絵画掛け替え謝金(8,000) 7,184
			ミニレクチャー講師謝金(30,000) 26,937
			懇話会講師謝金(50,000) 44,895
			会報原稿執筆謝金(2人×20,000) 35,916
	印刷製本費	250,000	会報(第 62 号) 100,000 地方精神保健(第 37 号) 150,000
	通信運搬費	100,000	通信費・運搬費
	会議費	50,000	会場借料・会議費(総会、理事会費含む)
精神障害者の芸術活動と啓発	50,000	情報収集費	
事業費合計	828,638		
管理費	給与費	250,638 事務業務(延べ 37 日×@6,774)	
	旅費	100,320	常務理事会出席旅費 26,060
			総会、理事会出席旅費 24,260
			その他 50,000
	消耗品費	10,000	消耗品・備品費
	広報費	110,000	HP 更新関連費
	支払手数料	120,000	税務、登記関係経費、源泉所得税
	租税公課	10,000	印紙代
	諸会費	100,000	日本精神保健福祉連盟会費
	雑費	10,000	雑役務費
建物賃貸費	54,432	事務局賃貸借料	
管理費合計	765,390		
法人税	70,000	平成 28 年度法人市民税、都民税	
繰越金	1,383,118	翌年度への繰越額	
	3,047,146		

役員改選について

現在の理事・監事の任期は、定款 25 条により、平成 26 年 10 月 30 日～平成 28 年 10 月 12 日であり、平成 28 年の総会にて改選を行うこととなっている。

改選案を下表のようにしたい。

一般社団法人 全国精神保健福祉連絡協議会 役員(案) 平成 28 年 10 月 12 日～

区 分	会 長 名	所 属	常務理事 事会員
会 長	竹島 正	川崎市精神保健福祉センター所長 健康福祉局障害保健福祉部担当部長	○
副 会 長	松岡 洋夫	(公社)宮城県精神保健福祉協会会長	○
	山之内 芳雄	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 精神保健計画研究部長	○
理 事	北 海 道	池田 輝明	北海道精神保健協会会長
	東 北	松岡 洋夫	(副会長)
	関東甲信	水野 雅文	東京都精神保健福祉協議会会長
	東海北陸	加藤 正武	静岡県精神保健福祉協会会長
	近 畿	高橋 幸彦	(社)大阪精神保健福祉協議会会長
	中 国	藤田 健三	(社)岡山県精神保健福祉協会会長
	四 国	大森 哲郎	徳島県精神保健福祉協会会長
	九 州	神庭 重信	福岡県精神保健福祉協会会長
	学識経験者	高畑 隆	(公社)埼玉県精神保健福祉協会顧問
監 事	丸山 晋	ルーテル学院大学総合人間学部教授	
	日下 忠文	千葉県精神保健福祉協議会会長	

その他

① 熊本地震の寄附金について

平成 28 年 4 月 14 日に発生した熊本地震被災に対し、当協議会が都道府県精神保健福祉協（議）会から寄附金を募った（ただし、個別で寄付準備を進めている協会については、その取り組みを制約するものではない）。

8 月～9 月末まで募集し、17 協議会より合計 368,000 円の支援があった。当協議会からも 32,000 円を寄附し、400,000 円を公益社団法人熊本県精神保健福祉協会に送金した。

熊本地震 寄附金合計額 400,000 円

団体名	金額	団体名	金額
北海道精神保健協会	50,000	島根県精神保健福祉協会	3,000
秋田県精神保健福祉協会	10,000	(社)岡山県精神保健福祉協会	20,000
山形県精神保健福祉協会	10,000	佐賀県精神保健福祉協会	20,000
(社)宮城県精神保健福祉協会	30,000	福岡県精神保健福祉協会	10,000
福島県精神保健福祉協会	20,000	宮崎県精神保健福祉協議会	30,000
(一財)栃木県精神衛生協会	20,000	鹿児島県精神保健福祉協議会	30,000
静岡県精神保健協会	5,000	(財)沖縄県精神保健福祉協会	40,000
滋賀県精神保健福祉協会	20,000	協会名問い合わせ中	20,000
愛媛県精神保健福祉協会	30,000	(社)全国精神保健福祉連絡協議会	32,000

② 事務局の現況について

平成 28 年度から平成 29 年度までの 2 年間、事務局業務を国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所精神保健計画研究部内に設置する。センターと定期建物賃貸借契約を締結し、年額賃料 54,432 円（税込）を支払う。

③ 運営基盤に関する調査実施について

各都道府県協（議）会に対し、

- (1) 都道府県の協会の基礎体力、基礎体力強化のための課題
- (2) 精神保健医療改革の議論に、各協（議）会がコミットする可能性

上記の 2 つの要素を含む調査票を作成し、竹島会長が研究代表者をつとめる厚生労働科学研究の経費も活用して調査を行う。調査時期は平成 28 年 10 月頃以降を予定している。

④ 各地区で開催されているブロック会議の掲載について

昨年度 3 月、公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会より、「地方精神保健」誌に各地区で開催されている連絡協議会（ブロック会議）についての掲載の提案を受けた。

平成28年度全国精神保健福祉連絡協議会

理事会・総会議事要旨

A. 理事会議事要旨

日時：平成28年10月12日（水） 13時30分～14時00分

場所：高崎市総合保健センター 2階第1会議室（群馬県）

議事：

第1号議案～第3号議案

第1号議案 平成27年度事業報告について

第2号議案 平成27年度収支決算について

第3号議案 平成27年度会計監査報告について

承認された。

第4号議案～第5号議案

第4号議案 平成28年度事業計画（案）について

第5号議案 平成28年度収支予算（案）について

承認された。

第6号議案～第7号議案

第6号議案 平成29年度事業計画（案）について

第7号議案 平成29年度収支見込（案）について

承認された。

第8号議案

役員改選案が承認された。

その他①～⑧

事務局長より報告した。

B. 総会議事要旨

日時：平成28年10月12日（水） 14時00分～14時40分

場所：高崎市総合保健センター 2階第1会議室（群馬県）

議事：

第1号議案～第3号議案

第1号議案 平成27年度事業報告について

第2号議案 平成27年度収支決算について

第3号議案 平成27年度会計監査報告について

承認された。

第4号議案～第5号議案

第4号議案 平成28年度事業計画（案）について

第5号議案 平成28年度収支予算（案）について

承認された。

第6号議案～第7号議案

第6号議案 平成29年度事業計画（案）について

第7号議案 平成29年度収支見込（案）について

承認された。

第8号議案

役員改選案が承認された。

その他①～⑧

事務局長より報告した。

トピックス

ナショナルデータベースの精神科医療現状把握への活用

わが国にあるほとんどすべての医療機関は、患者さんの診療の対価として医療保険を利用した診療報酬を得ている。診療報酬を健保組合など保険者に請求する際に、医療機関は「レセプト」を発行する。そこには、診察料・入院料などの行った診療行為、処方した薬剤が記載されている。そして、電子申請がほぼ100%となった今、全国のレセプトデータはナショナルデータベース(NDB)と呼ばれるデータベースに格納されるようになった。厚生労働省保険局は、このNDBに格納されたビックデータを保健医療の向上に資する目的での第三者提供を行っており、毎年数十件の研究・行政での活用がされている。

当研究部においても、平成28年度厚生労働科学研究「精神科医療提供体制の機能強化を推進する政策研究」において、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が省内で借り受けたNDBデータの解析を担当し、2次医療圏レベルでの精神科医療の実績や、入院患者の動向などについて解析した。これらは今後も継続して行われることとなっている。

昨年度は平成26年度のデータ分析を行い、平成29年当研究部のホームページで全国値・各都道府県と2次医療圏ごとの値を公表している。統合失調症・うつ躁うつ病・認知症などの15の疾患などの領域ごとに、入院・外来の実績のあった医療機関数と患者数を表示している。また、26年3月入院者のその後1年間の退院動向、26年3月退院者のその後1年間の再入院動向、そして1年以上の入院者を65歳以上と未満に分けたものもグラフ表示している。平成30年度からの第7次医療計画・第5期障害福祉計画、そして介護保険事業計画の策定や実施後のPDCAサイクルのためのモニタリングとして活用されるよう、研究班では議論を重ね、各団体等のエキスパートから意見を伺ってきた。これらのデータから、全国や他県・他域との違いや、推進すべき方向、地域の強みを見出すよう活用いただきたいところである。

当研究部ホームページ内「精神保健福祉資料」：<http://www.ncnp.go.jp/nimh/keikaku/data/>
レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するホームページ：
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/reseputo/index.html

国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 精神保健計画研究部長
山之内芳雄
(全国精神保健連絡協議会副会長)

ミニレクチャー①

地域のストレングスを活かすための精神医療の俯瞰

精神科医療が「病院中心から地域中心へ」と舵を切り、精神病床の削減と長期入院者の地域移行・地域定着に関する施策がとられるようになったのは、前世紀のことである。その後わが国の精神保健医療福祉は、どのような軌跡をたどったのか、について概観したい。

●2000年以降の精神医療の変化

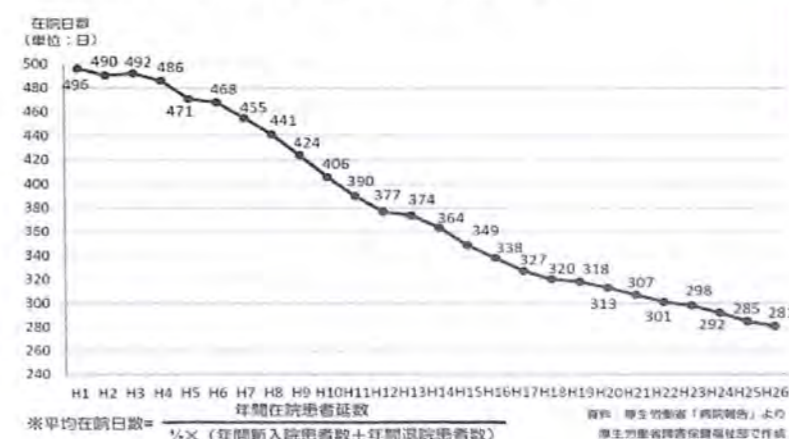
21世紀になって早15年を超えている。その間に精神医療をめぐる環境はどのような変化をたどったかを俯瞰しよう。

(図1)

- 短期化が進んだ
 - ・ 転院・再入院が増えた
- 若年層の入院率は大幅に減ってきている
- 長期入院者は減ってきている
 - ・ 高齢シフトしている
 - ・ 60-80年代の長期入院群の動向と思われる

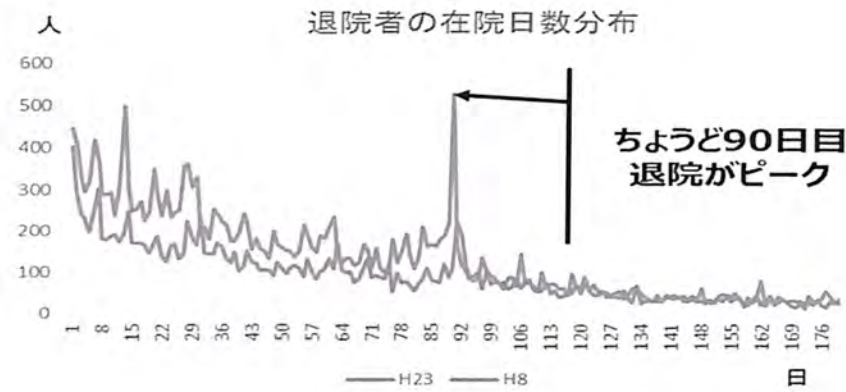
特性を(図1)に大きくまとめると、①短期化が進む一方再入院が増えた ②若年者の入院率が減った ③長期入院が減り、全体的に高齢シフトしている である。①については、平均在院日数が年々減少しており(図2)、入院日数90日までの退院者は、平成8年と23年を比べると全般的に増加している(図3)。一方で、平成15年と23年の比較において、新規入院者のうち3ヶ月以内に入院していたものの比率は増加している(図4)。欧米でも急速な入院の短期化により回転ドア現象が言われているが、その傾向が見られる。

(図2)

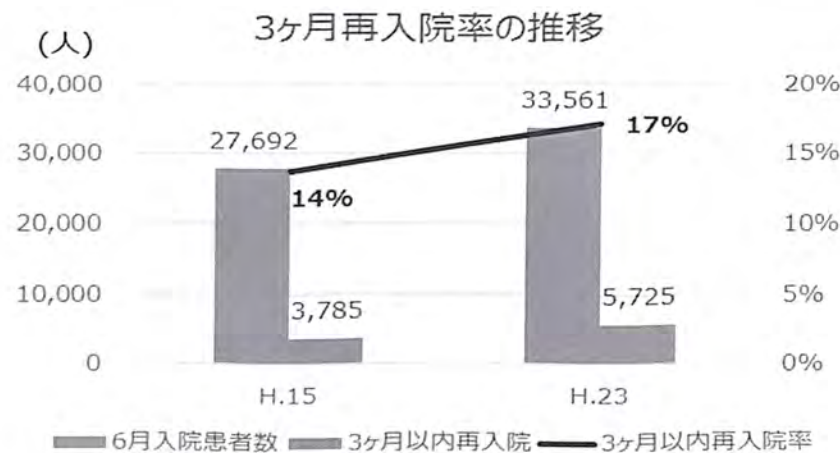


出典: 厚生労働省(2016)

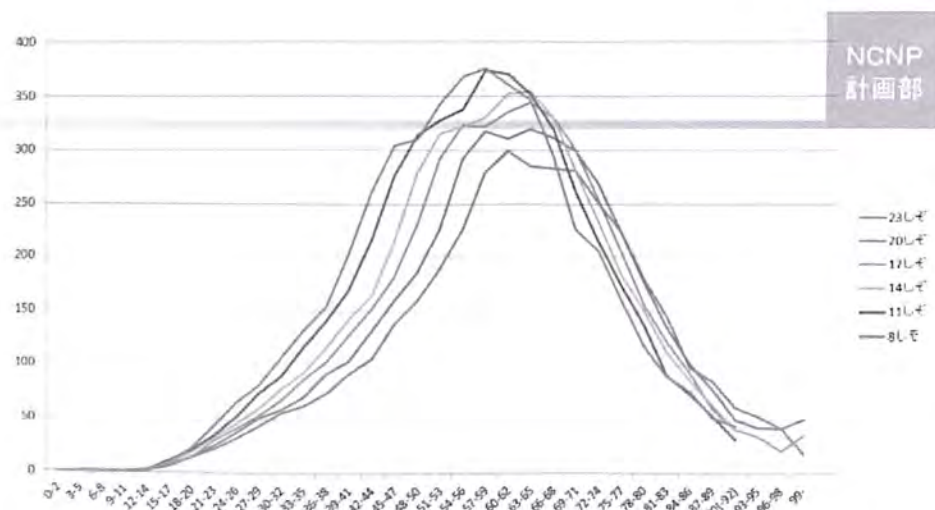
(図3)



(図4)



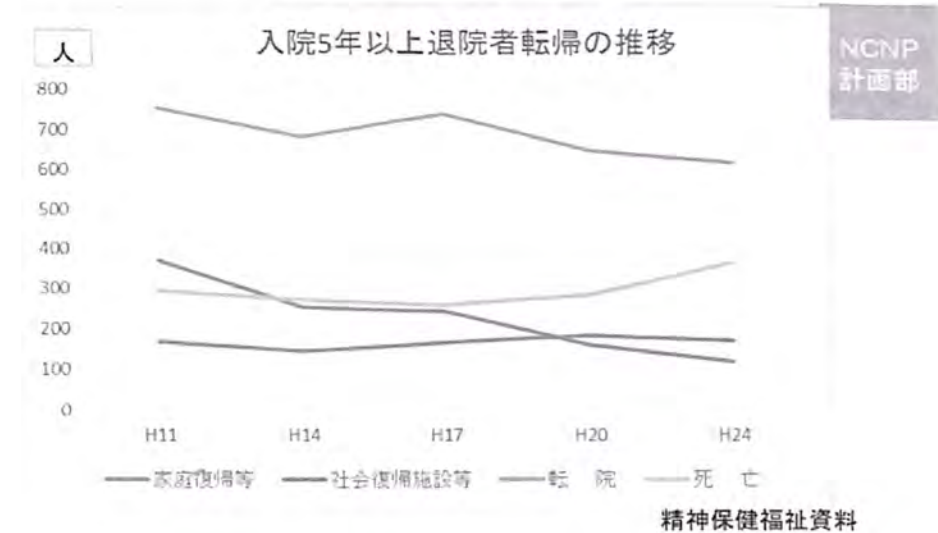
(図5)



②について、平成8年から23年までの3年毎で、各年代の統合失調症での人口10万人あたりの入院率を(図5)に示した。60歳くらいまでは、一貫して入院率が減少しており、たとえば、40歳では平成8年が約250だったものが、15年間で100を切るようになっており、半分に減っている。薬物治療など医療技術の進化や、早期受診が促されたこと、入院させないで治療する文化など様々な要因、そして政策の成果であろう。③について、この(図5)の人口当たりの入院率ピークとなる年齢が毎回高齢にシフトしている。しかし、その後ピークを過ぎた患者数は

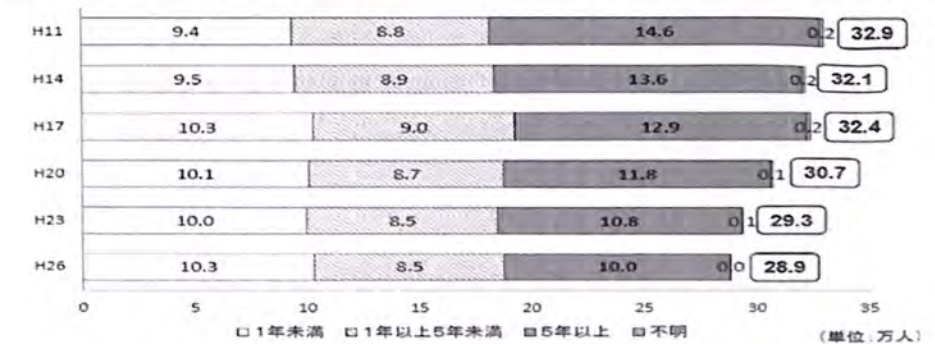
減少しており、高齢による死亡や転院の影響がうかがわれる。それは(図6)において、平成11年から24年の在院5年以上で退院した患者の転帰をみると、近年死亡が増えてきており、転院は高い値を保ったまま推移している。そして在院期間別の割合を示した(図7)では、在院5年以上の患者層が年々減少している。これらより、高齢化した患者が身体的問題で転院したり、亡くなり始める時代が到来していることも想定される。

(図6)



(図7)

精神病床における入院患者数の推移(在院期間別内訳)



今後、このような概況を踏まえ、精神科医療はどのようになっていくのか、そして、現状どのようなことを考えるべきなのか、について平成29年10月に行われる本協議会総会でのミニレクチャーで引き続き検討していきたい。

国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 精神保健計画研究部長

山之内芳雄

(一般社団法人全国精神保健福祉連絡協議会副会長)

ミニレクチャー②

家族が力を発揮すると ～ 土曜学校の取り組み ～

I 家族支援の必要性

1 身内が病を抱えた時

身内に精神障害者を抱えることは、どんなに家族を混乱させることだろうか。2015年5月、精神障害者家族教室（「土曜学校」と呼称）にてアンケート調査を行った。土曜学校に参加する前の様子について、家族の記載した内容を、カテゴリー（<>）別に分け、一部紹介する。

<不安・悲嘆>「常に悩み暗い気持ちで過ごす日々」「毎日が不安だらけ」「怒りが前面に出ていた」「辛くて悲しくて情けなくて泣いていた」「最悪な日々」

<自己嫌悪>「自信がなく悩みを解決できなかった」「周りの人を巻き込んでいた」「マイナス思考の自分が嫌になっていた」「余裕がなく兄妹の気持ちを思いやれなかった」

<孤立的>「人に会うのが嫌」「内向家族で孤立」「ひきこもって外に出ず他人を避けていた」「家族で悩みを抱え込んでこもっていた」「自分の中に閉じこもっていた」

<我慢>「おぼれていた」「問題を自分で抱え押しつぶされる毎日」「我慢をして抑える」「一人で悩んでもがいていた」「八方ふさがりの状態」

<失望>「毎日が何事もなく過ごせればいいと思っていた」「現実に対する失望」「解釈の手口」「希望が見いだせない」

<病状への混乱>「子どもの病状に左右された暮らし」「統合失調症の様子が幾分あった」「自分の思いを娘に押しつけていた」「病状に振り回され混乱する日が多かった」

このような状況に置かれ、混乱の最中に家族がいることを念頭に、精神医療従事者は支援を行うことができているだろうか。

2 家族が支援に繋がると

表1に、土曜学校に参加した後に家族はどう変わったかを示した。土曜学校に参加すると、「人と出会い明るい気持ちになった」、「前向きに考えることができた」、「自分の生活を中心に日常を過ごすことができるようになった」に変わる。いろいろな家族に出会い、「悩んでいる家族が他にもいることを知る」、「相談できる方がいて毎日充実した日々を送っている」、「ネットワークによって相談力、問題解決力が身につけてきた」などと信頼できる人に繋がると、相談できる力が向上してくる。そのような変化を受け、当事者は、「家事を手伝う」、「通院4週毎に訪問看護を受けている」、「体調が良くなり、作業所に通所」のように回復が一段と進む。家族関係においても、「息子の気持ちを伝え、夫の理解・協力を得ている」、「兄弟が心配、不安を持たないように状態を伝える」と皆で対処することができるようになる。一方で「病気であることを受け入れない気持ち」、「分かったことを実行することが難しい」、「以前と変化ない」と課題を抱えている様子も窺える。

表1 土曜学校 参加後の変化

現在の状況	カテゴリー
人と出会い明るい気持ちになった、自分が好きになってきた、穏やかになった、力がついてきた、自分の心が安定しているのに気がつく、悪いことでも良い方に考えるようにしている、良い意味でいい加減に力を抜くことができるようになった、前向きに考えることができた、自分の生活を中心に日常を過ごすことができるようになった、つらさも笑いに変えられる自分になった、一人で抱え込まない、悩まないようにする	気分の変化、ストレスコーピング、自分を大切にできる力 (14)
社会の現状を知ることができる、学び体験で問題が問題でなくなった、相談できる方がいて毎日充実した日々を送っている、ネットワークによって相談力・問題解決力が身につけてきた、悩んでいる家族が他にもいることを知る	社会資源、信頼できる人につながる力 (5)
体調良くなり作業所に通所、家事を手伝う、家族と一緒に食事やテレビを見たりするようになった、会話が進展している、通院4週ごとに訪問看護を受けている、息子を社会に送り出したいと思うようになった、息子の気持ちを伝え、夫の理解・協力を得ている、興味を持ち人生の楽しみを本人に伝えたい、良くなってきた	子どもの状態と関わり、現実の受け入れと家族のできること (13)
他の人の様子を見ることができる、思いやりがわかってきた、子どもと向き合えるようになってきた、兄弟が心配、不安を持たないように状態を伝える	子ども、周囲の人と向き合える、周囲への思いやり (4)
病気であることを受け入れない気持ち、悩みもあり解決したい気持ちがある、わかったことを実行することは何しい、以前と変化しない、自分はその気になる力が足りない	難しい、何とかしたい気持ち、できていない自分に気づく力 (5)

II 土曜学校という方法

1 土曜学校という場

1) 構造

土曜学校の構造は簡条書きに示す。

- ・心理教育的家族療法
- ・群馬県立精神医療センター（伊勢崎市国定町在）で開始し、6年前から群馬県社会福祉総合センター（群馬県前橋市在）にて開催
- ・参加家族の利用する医療機関は特に規定なし
- ・原則として、毎月第1土曜日に開催
- ・運営は、家族運営委員、土曜学校協力者（精神保健医療福祉従事者）の共働による
- ・会費制（年3千円）

2) 講義

10年前からは年間のテーマを決め、そのテーマを中心に講義計画を立て、土曜学校で学ぶ意図を見えやすくした。この5年間のテーマを表2に示した。最近では特にリカバリーを意識した運営を行っている様子をご理解いただけるだろう。

表2 年間のテーマ

2012年	ステップ バイ ステップ
2013年	回復を芽吹かせる／育てる支援
2014年	明日へのコンパス
2015年	家族の「その気」とリカバリー
2016年	役割・就労、そして未来へ

どのような内容を行っているか、表3に2016年（2016年6月から2017年5月）の年間スケジュールを示した。年間テーマは、『役割・就労、そして未来へ』で、8月から10月にかけて、外部講師からテーマに関連した講義を受けた。6月は『この1年で目指すこと』をテーマに、土曜学校協力者である須藤友博医師が、4月は筆者が1時間程度講義を行う。11月と3月にSSTの研修を行っているのは、土曜学校では家族のコミュニケーション能力の回復に力点を置いているため、一般社団法人SST普及協会の認定講師に協力してもらっている。

表3 土曜学校の内容

<テーマ> 役割・就労、そして未来へ

2016年

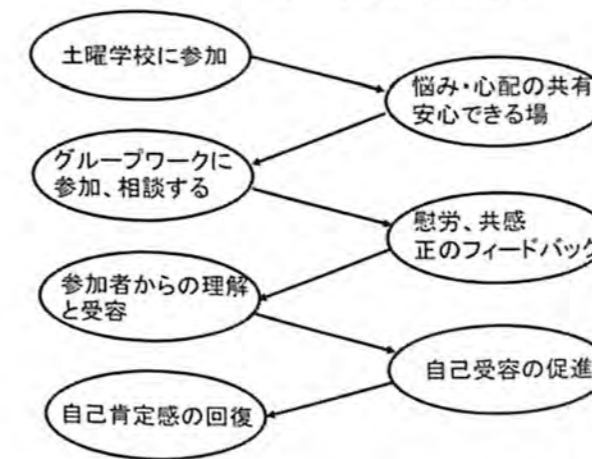
月日	場所	テーマ（午前の部）	午後	講師
6月4日	群馬県立精神医療センター	この1年で目指すこと		群馬県立精神医療センター 須藤友博医師
7月2日	社会福祉総合センター B01	家族に伝えておきたい、最近の脳科学研究		群馬大学医学部精神科 藤原和之医師
8月6日	群馬県立精神医療センター	就労支援とリカバリー		サンビエール病院 中島基彰講師
9月3日	社会福祉総合センター 203	就労支援の取り組み		群馬県障害者職業センター 中村祐子講師
10月8日	社会福祉総合センター B01	発達障害と就労		リンケージ 石川京子講師
11月12日	社会福祉総合センター 203	家族とソーシャルスキル	有	北里大学研究所病院 高橋 恵医師
12月3日	社会福祉総合センター B01	公募：私が役立った、こんな本・こと		土曜学校 参加家族
1月7日	社会福祉総合センター B01	薬物療法とリカバリー		そうごう薬局 長澤悠太講師
2月11日	社会福祉総合センター B01	家族支援とリカバリー		日本医療科学大学 酒井美子講師
3月4日	社会福祉総合センター B01	役割・就労、リカバリー	有	横浜SSJ 千葉裕明講師
4月8日	社会福祉総合センター B01	この1年で学んだこと		群馬県こころの健康センター 浅見隆康医師
5月6日	社会福祉総合センター B01	家族の声		土曜学校 参加家族

2 家族との共働

講義計画の中で、2コマは家族からの発表機会を設け、参加家族へいろいろな想いを伝える場とした。12月の『私が役立った、こんな本・こと』では、家族が出会った本や人を紹介する中で、自ら回復に取り組んできたこと、周囲に協力してくれる人がいることに気づく。5月の『家族の声』は1年間を振り返り、どのようなことを学んだか、家族はどのように変わったか、自身の様子を伝えていただく場で、土曜学校への参加が回復を促進した体験が語られる。

講義終了後、グループワークを1時間程度で行う。参加家族は3つのグループに分かれ、家族によるリーダー、コリーダーの下、話し合う。土曜学校協力者はグループワークが円滑に進むように協力する。終了後協力者で20から30分程度の振り返りを行う。協力者の役割は、繰り返しになるが、グループワークの円滑な進行補助とグループワークの内容をまとめることである。次の土曜学校の前に行われる準備会（家族運営者も参加）で、まとめを下に、より良いグループワークの進め方を確認し、スキルアップを図っている。4年ほど前から家族との共働を意識し試みているが、家族はより適切にリーダー、コリーダーの役割を発揮できるようになってきた。図1に示したのは、グループワークを通じて家族が回復の道を進む様子であり、筆者らが運営を継続できた一因でもある。

図1 グループワークと家族の変化



3 継続する理由

最愛な家族が精神的に問題があることに気づくまでには時間を要し、さらに精神科医療が提供されても、不安や動揺の日々を過ごすことが土曜学校で語られ、参加に手間取った家族も多く見られる。表4に示したのは、土曜学校で作成した自己評価票による調査結果である。大項目が4つ、それぞれに小項目が4つで構成されている。土曜学校に家族はどうして繋がったのか、継続して参加し続けたのだろうか。家族の声を下に、その過程を筆者なりに描いてみると、おおよそ以下のようなようになる。混乱している状況にあっても、少し余裕を取り戻すと、「このままでは大変だ」と気づく。身近に信頼できそうな人を見つけ、相談する。必要とされた情報を下に、土曜学校に繋がる。様々な助言を得て、できそうなことをスモールステップで実践する。実践の中で自身のこれまでの様子を振り返り、助けてくれた人がい

たこと、自身が一人ではなかったことを思い出し、問題解決に取り組んできた自身の姿に気づき、自身の本来持っていた対処力を取り戻すようになるのである。そのような過程を念頭に自己評価票を作成し調査をしてみると、表4に示したように、多くの項目で参加以前と現在を比較し、有意な変化が見られ、土曜学校の効果が確認できる。

表4 評価の結果

できていない自分を許す力	N	相関係数	有意確率
1 日常生活で悩みがあることに気づく力 (*)	25	0.615	0.001
2 悩みを減らす気持ちがあることを見つける力	26	0.302	0.134
3 悩みを減らす方法を考える力	26	0.338	0.092
4 考えた方法を実行する力 (*)	26	0.481	0.013
信頼できる人につながる力	N	相関係数	有意確率
1 悩みを一人で抱え込まない力	23	0.263	0.226
2 相談できる人を見つける力	24	0.359	0.085
3 前向きな考えで相談できる力	24	0.403	0.051
4 助言を下に実行できる力 (*)	24	0.549	0.005
周囲を思いやる力	N	相関係数	有意確率
1 これまでの経過を振り返る力	25	0.385	0.057
2 助けてくれた人たちがいたことに気づく力 (*)	25	0.442	0.027
3 助けを必要としていることを知る力 (*)	25	0.402	0.046
4 助けを活かす力 (*)	23	0.575	0.004
自分を大切にする力	N	相関係数	有意確率
1 できるところ、よいところを見つける力 (*)	25	0.445	0.026
2 気持ちや考えを伝える力 (*)	25	0.572	0.003
3 適切に考えたり、判断する力 (*)	25	0.503	0.01
4 自分を労う力	25	0.39	0.054

説明：土曜学校に参加する前と現在を比較、(*)は有意差(t検定)ありを示す

III 家族がその気になる

1 家族が力を発揮すると

繰り返しになるが、土曜学校に参加した家族は以下のような経験をする。

- ・自分だけが抱えていると思っていた困難なことは、実際には多くの人たちが同じ悩みを抱えていると知る
- ・他の多くの家族の体験を通じて、自分のこれまでの取組を振り返る
- ・その取組の評価できるところを今一段と伸ばしていく必要性を知る
- ・他の家族と協力し合って、健康増進に必要な力を伸ばしていく

土曜学校に参加した家族は、できていない自分を許す力、信頼できる人につながる力、周囲を思いやる力、自分を大切にする力、などを伸ばすことができる。つまり、家族は病気の子どもを真近から見て、その対処に苦労しながら、その困難な時々を乗り越え、そして土曜学校という場で、健康回復に必要と思われる力を取り戻すことができる人たちである。このような家族の協力は、今後の精神保健医療福祉の向上に、大きな鍵となることだろう。

2 家族がその力を取り戻す場所、それが土曜学校

参加家族がどのように健康を取り戻していくか、ある事例を紹介する。この家族は、長年にわたり入院を余儀なくされ、現状を打開したいと母親が土曜学校に参加した。入院先では、服薬教室が行われ、服薬の自己管理ができるようになり、外泊中も自ら服薬し、家族もその変化に勇気づけられた。また食後に自らお茶を入れるようになったが、これは、たまたま「母さんが入れたお茶よりもおいしい」と父親からほめられたことがきっかけであったという。そのような出来事を経た、ある日の土曜学校でのことで、Aは相談者、H、M、S、Yは参加家族、リーダーは筆者である。

<ある日のグループワーク>

リーダー：L)何か困っていること、相談したいことは？

A) 本人が外泊に来て、もう病院に戻りたくない、退院したいと言い出した。どう対応したら良いか？一応看護婦さんの言うことを守らないと退院できないと答えたが。

L) 同じような経験の方は？

H) 外泊した時、退院したいと言い出すのでは、とびくびくしていた。

Y) お母さんが病院に行けと言い出すことも。

S) うちも戻りたくないと言い出す。

A) 病棟では寝てばかりいて、朝看護婦さんに起こしてもらい、悪いと言う。肝炎があって、皆に悪いから一番最後に入浴している。肥満があって、小遣いを制限されている。それで退院したいのでは。

M) 洗濯したり、朝きちんと起きられる、ことを退院の目標にしたら。

A) 病院で友だちを作ってほしい。

<中略>

L) お母さんは退院させたいのか？

A) 妄想のことがなければ。

L) それでは病気のことが問題？

A) 近い将来弟夫婦と二世帯住宅で同居することが決まっていて、娘は頑なに拒否している。

H) 退院してから弟夫婦が同居ではまた病気が悪くなるのでは。弟夫婦と今から一緒に夕食をとって、親しくするとか。

L) Aさんの娘さんの状況を整理しましょう。

(気がかりな点)

(好ましい点)

病気をもっている

まじめである

寝ていることが多い

おやつを制限している

肥満がある

朝起こしてもらって悪いと思っている

朝起きられない

入浴時一番最後に入る

肝炎がある

きれい好き

汚いことにこだわりがある

薬を自己管理している

叔父夫婦を拒む

L) 解決策についてご意見を(参加家族からの意見を列記)。

- ・家に外泊した時に、早く起きるように、寝ていないように声掛けする
- ・退院したいという気持ちを評価し、退院に向けて目標を立てる
- ・自分でできることを手伝ってもらう
- ・親の考え方を考える
- ・叔父夫婦と上手に付き合えるようにする

家族Aは外泊中娘が退院したいと言い出して困って土曜学校のグループワークで相談した。親亡き後のことを考え、弟夫婦と二世帯住宅で同居することを考えたが、他の家族の助言により積極的に娘の病状の改善を図ろうと決心した。そして、この家族からうれしい便りが届いた。

<家族Aからの便り（原文）>

「11月（X年）の外泊の折、体調を崩した主人の代わりに、弟に車を出してもらいました。娘が世界中唯一大事な父と思っていることを知っておりましたので、私はこれまでにことのほか主人が弟に世話になっていることを事前に告げました。そして万一娘が同乗を拒んだら電車で娘と帰ろうと思っておりました。ところが娘は、「あら、そう」と駐車場に急ぎ、しきりに案じる私の前で、「叔父ちゃん、しばらくでした。パパが大変お世話になりました。有難うございました。」の一声でした。まさに針が止まりどこかに置き忘れた時計が、カタコト動き出したようでした。彼女の心の中を駆け抜けたのは何だったのでしょうか。それは、病院のスタッフの結集された目には見えない力が娘に徐々に浸透し、あの頑なな娘の心を癒してくれたのだと思います。

<中略>

明けて正月、B神社へ親娘三人して初詣できました。人を恐れ続けた20年、御社の階に並んで人波にもまれてのお参り、足腰を痛めている私の腕をしっかり支えて、掌を合わせたの四半世紀ぶりの明るい出来事でした。

<中略>

いまだ妄想去り難き日々もあれど、生きている限り絶望という二字を消して、動じないで精進したいと思います。

IV 精神障害者の福祉制度・仕組みについての提案

10年以上にわたり土曜学校に参加している高橋健二氏（当事者家族）から、下記の提案を受けたので紹介する。

①社会的入院者の地域社会移行支援の前倒し

親が健康寿命を迎え、それをきっかけに再発入院となるケースでは、社会的入院者となる場合がある。再発入院を予防することで医療費を抑制することができる。地域社会移行支援を早め実施する。

②障害基礎年金・障害厚生年金、生活保護についての判定基準の明示

親亡き後の生活費は、収入源として、障害基礎年金あるいは障害厚生年金、就労、預貯金、親からの贈与・相続などであり、不足であれば生活保護を受給することとなる。親として具体的な生活費設計をしておくために、表題のことが必要。例えば、生活保護では、血族家族

の支援可否、量的な判定基準など。

③心身障害者扶養保健共済制度の加入条件の自由化

本人の管理能力からは終身年金、安全上から公的な年金制度が必要。心身障害者扶養保健共済制度は加入条件を満たさない。加入条件を自由化する。

④就労したい旨を申し出られない人への就労支援

地域生活移行支援の前倒し事業にピアサポートを組み込み、就労したい旨を申し出られない人に対し、就労意欲を醸成する。

親亡き後の課題は家族にしてみれば如何ばかりかのことだろう。このような家族が中心となって、いろいろな地域に土曜学校という花を咲かせ続けていくことを願って、稿を終える。

謝辞：土曜学校の協力者で、日本医療科学大学の酒井美子氏にデータ分析をしていただきましたことに深謝いたします。

群馬県こころの健康センター・精神科救急情報センター

浅見隆康

上州で創る時代小説

初めまして。只今、ご紹介にあずかりました武内涼と申します。今日はお呼びいただき、本当にありがとうございます。どうぞよろしくお願い致します。

心の医療にたずさわっていらっしゃる皆様の前で、お話しすると決めて、最初に私が思い浮かべたのは祖父母のことでした。

私の祖父母は、精神科の看護師をしておりました。今は群馬県内の老人施設に入っております。そのような縁のある皆様に、どんなお話をすればいいのか、いろいろ考えた結果、小説を思いつく心の働きと、周囲の環境の関係などをお話ししようと思いました。

その前に私がどのような人間なのかを話しておこうと思います。

私は中学の時、黒澤明監督の「七人の侍」という映画を観まして、大変感動しました。

戦国時代、数十人の野武士の襲撃に苦しんでいる村が舞台の映画です。野武士に困り果てた百姓たちは、七人の侍を、用心棒として雇います。

普通、時代劇というのは剣が強い侍が主人公なんですね。

この時代劇は違います。

七人の侍の中に、勿論、剣が強い侍もふくまれるのですが、全員ではありません。武力が劣るも面白い侍、知恵深い侍、いろいろな侍がいる訳です。

この侍たちと百姓たちが力を合わせて野武士を撃退するのですが、相手は数十人の野武士ですから、まともにぶつかっては勝てません。そこで様々な罠を張り少しずつ野武士を倒していきます。そういう映画になります。

この映画に感動した私は、映画監督になりたい、こういう時代劇の映画を撮りたいと、強く思うようになりました。

なので大学時代は自主映画の制作に明け暮れておりました。大学を卒業した後は、テレビの制作会社を経て、映画の制作の現場に飛び込みました。

劇場映画の制作部という仕事をしておりました。テレビのADさんのような仕事です。

テレビのADさんの仕事を、映画の現場では、二種類のスタッフが分担します。

一つ目が助監督。これは、カメラがうつす世界の雑用を担当します。

二つ目が制作部。カメラがうつさない世界の雑用を担当します。

もう少し詳しくこれを見ていきましょう。

助監督……カメラがうつす世界の雑用を担当する訳ですが、具体的にはどんな仕事なのでしょう。たとえば小道具です。小道具、というスタッフがあります。小道具とは現代劇で言えば携帯電話やバッグ、時代劇では刀などです。

この小道具というスタッフと、監督の間に入って、監督がどのような小道具を望

んでいるのか、小道具というスタッフに伝える人間が必要になってくるのです。

これが助監督です。

衣装もそうです。衣装部、もしくはスタイリストなど、専門のスタッフがおります。

この衣装さんやスタイリストと監督の間に入って、監督がどのようなイメージの衣装を望んでいるのか伝えるスタッフ……これが助監督です。

大きな映画では四人、小さな映画では三人、助監督がいます。

一番上の助監督をチーフと言います。

チーフは滅多に現場に現れません。大抵、事務室のような別の場所においてパソコンと格闘しています。何をやっているかという、エクセルでスケジュール表を作っているのです。

現在の撮影の状況を確認し、明日何を撮るのか、一週間後に何を撮るのか、撮影のスケジュール表を立ててゆくのがチーフ助監督の仕事です。

二番手の助監督をセカンドと言います。

セカンドは準備の段階では、衣装のことを担当します。衣装の人間と監督の間に立つのがセカンドです。

撮影現場に入ると、「照明部さん、どう？ 録音部さん、どう？ じゃあ行くよ、本番！」というように現場を取り仕切ってゆくのが、セカンド助監督です。

三番目の助監督はサードです。サードは準備の段階では、小道具や美術のスタッフと監督の間に立ちます。

一番下っ端の助監督がフォースです。カチンコって、ご存知でしょうか？

カメラの前でカチンコを鳴らすのがフォース助監督の仕事です。

ここまでが助監督の仕事になります。

では制作部は何をやっているのか、カメラにうつらない雑用とは何なのか、これを説明したいと思います。カメラにうつらない雑用……何か皆様は思いつかれるでしょうか？

たとえば、俳優さんが泊るホテルの予約。これは制作部の仕事です。

あるいは、沖縄でロケがあるとします。沖縄までどうやって移動しましょう？ 飛行機で移動しますよね？ この飛行機のチケットの予約、これはカメラにうつらない雑用です。なので制作部が担当します。

あとは、ロケ弁当の注文。映画の現場で俳優さんやスタッフが口に入れるお弁当。これは、カメラにうつらないものですよね？ なので、制作部が注文します。

あとは、撮影現場の温度管理。現場の温度というものもカメラにうつらないものです。

こういう空調がある部屋で撮影するなら、良いのです。

問題は電気が通っていない廃墟などで撮影する場合です。

山中の廃墟の病院でロケするとしましょう。冬ならば、俳優さんがふるえてしまって演技にならない程、冷え込みます。こういう場所に石油ストーブを何台か

置いて暖めておく、これは制作部の仕事になります。

夏場なら逆に冷やすのが仕事になります。コンビニの前に、大きな扇風機があるのを見かけますよね？ ああいう機材で現場を冷やします。

なので制作部は誰よりも早く現場に入って、その現場を暖めたり、冷やしたりせねばなりません。

他の撮影クルーが朝七時にロケ現場に来るのなら、制作部は朝五時、六時にはその場所にいる訳です。

また撮影現場では膨大なゴミが出ます。一日で、業務用の大きなゴミ袋二十袋分くらいのゴミが出たりします。この現場で出るゴミも、カメラがうつさないものです。なので掃除をし、ゴミをまとめるのも制作部の大切な仕事になります。

乃ち誰よりも遅く帰ることになります。

誰よりも早く現場にきて、誰よりも遅く帰る。忙しい時は夜中の一時か二時に帰宅して、朝、三時か四時に起きて仕度をして家を出てゆく、そんな生活です。

例えば冬、制作部の朝は温かい飲み物をつくることから始まります。

家に大きなコーヒーマーカーがあり、それで数十人分の温かいコーヒを作ります。現場にもってゆくコーヒです。

金物屋さんで一番大きい金のやかんがあるでしょう？ あれで、熱湯を沸かす。

大勢のスタッフや俳優が飲む温かい御茶をつくるためです。

ホームセンターにジャグポットという、キャンプ用の樽みたいな大きいポットがあるのをご存知でしょうか。あのジャグポットに、大やかんでつくった熱湯を入れ、大量の温かい御茶を作るのです。

そこから制作部の一日が始まります。

制作部は偉くなるとプロデューサーになります。勿論、全ての制作部がプロデューサーになれる訳ではありません。相当優秀な人間にかざられます。

助監督は偉くなると監督になりますが、全ての助監督が監督になれる訳ではありません。特に最近では芸能人の方や、同じ映像でも別の畑、CMやミュージッククリップの監督が映画監督になるケースが多いため、映画の現場で生きてきた叩き上げのスタッフが監督になる例は、むしろ少ないかもしれません。

私は映画の現場で初めにお世話になった方が制作部の方だったため、まず制作部からプロデューサーになる、そしてプロデューサーから監督なる、という夢を抱き映像の世界で働いていました。

しかし次第に悩むようになりました。

制作部として私はそれほど優秀な方ではなかった。そんな中で、次々と優秀な若手が入ってくる。自分はプロデューサーや監督になれるのか、なれたとしても相当、齢を取ってから監督になり、自分が温めてきた企画を一つか二つ映像化した処で、自分の人生は終わってしまうのではないか。こういう悩みを抱き始めました。

しかし映画の世界は、私の大好きな世界です。俳優さんが演じる生の芝居を、

映画館で流される一年くらい前に見られるのは大きな喜びでした。

一年くらい悩みました。

悩んだ末、制作部を辞める決断をしました。

辞めた私は無職になりました。

無職の私は(面白い物語を創るために辞めたのだから、何か企画を思いつかねばならない)と思い立ち、新宿御苑という場所にむかいました。

真夏の一日、新宿御苑のベンチに開園と同時に座り込み、何か面白い物語を思いつくまでこのベンチをはなれまいと、心に決めました。

暑い日でしたが、どんなに喉が渇いても面白い話を創るまで、ベンチを離れまい、どんなに腹が減っても、面白い話を思いつくまで、絶対ベンチを離れまい、こう決めて座り続けました。

次第に陽が西にかたむいてきます。

自分の頭の中に何かが降りてきたように、私は突然思いつきました。

それは私が好きな二つのもの、忍者と妖怪を戦国時代の荒れ寺の中に閉じ込めて戦わせれば、かなり面白い物語になるのではないかという着想でした。思いついた瞬間、その物語の最初のシーンから最後のシーンまでまるで一つの映画のように、私の頭の中で映像が活写されました。

家に帰り、それをそのまま原稿用紙に書きなぐっていきました。

書いている時は、それが映画の脚本なのか、小説なのか、漫画の原作なのかわかりませんでした。書き終えたものを読んでみて、これは小説と言っているのではないかと思いました。

出版社が主催している小説の新人賞に応募してみようという気持ちになりました。

角川書店が主催している日本ホラー小説大賞に応募し、賞は取れなかったのですが、最終候補作に残りました。審査委員の貴志祐介先生に気に入っていただき、幸運にも作家としてデビュー出来ることになりました。

その忍者と妖怪がぶつかり合う作品が、私のデビュー作「忍びの森」になります。

お読みいただければ嬉しいです。

こうして私は、地元群馬にもどり、忍者あるいは妖怪が出てくる時代小説を中心に、小説を書くことになりました。

大分前置きが長くなってしまいましたが、ここからが今日の本題なのです。

群馬に帰ってきてすぐは私の中で都落ちしてきたような感覚がありました。

しかしこの自然豊かな群馬で時代小説を書くことの素晴らしさに、次第に気づかされていきました。

私の家は高崎と言っても大分外れで、緑豊かな田園地帯にあります。

田んぼは季節によってその相貌が違います。

オタマジャクシで満ち溢れている時もありますし、そのオタマジャクシが成長

した蛙の声が一晩中つづいている時もあります。稲が金色になる収穫期。沢山のバッタが見られる時もあります。

護岸工事がきちんとされていない川の傍には、葦原が広がっています。

落葉樹の雑木林も季節により、様々な顔を見せてくれます。

時代小説という、どうしても江戸を舞台とした人情物や戦国時代の武将を主人公とする小説の数が多いです。

しかし江戸の町や戦国大名の城や合戦場は、日本列島全体を見た時、真に狭小な点にすぎません。そのことを私は時代小説の純粋な読者だった頃から考えていて、作り手になった今、気にかけているテーマの一つでもあります。

私は江戸の町や戦国大名の城の外にどのような空間が広がっていたかに注目したいのです。

そこには——水田地帯、水田も作れないような山の中で、ヒエ、麦を山の民が焼畑農法でそだてている山村、江戸の人たちが料理につかう塩を製造する塩田の並ぶ海浜などが、広がっていました。

たとえば今、東京ディズニーランドがある辺りには、江戸に塩を供給する沢山の塩田が広がっていたのです。

群馬の近くに埼玉県秩父地方があります。ここには田んぼがありませんでした。ヒエ、麦など雑穀を栽培する山村が点在していたのです。

今でも秩父をドライブすると、田んぼをほとんど見かけません。トウモロコシの畑などはよく見かけますが。

現在、米所として知られる新潟県はどうでしょう？

実は戦国大名、上杉謙信が活躍した頃の越後は、米所ではありませんでした。

この地の平野部には手がつけられない程、凄まじい湿地帯が広がっていました。

百姓が田植えをしようとすれば、胸まで泥水に沈むような湿地です。

こういう一年中、水が抜けない田んぼを湿田と言いますが、ひどい湿田になれば、田植えなど物理的に出来ません。

ではどうするのか？

稲を種蒔きするのです。

種蒔きした田んぼは、整然と田植えした田んぼに比べて、成育する稲はまばらでしょうし、生産力は格段に劣ったと思います。

そのような田んぼや湿地が広がっているのが戦国時代の越後平野でした。

収穫に際しても田舟と呼ばれる小舟に百姓が乗り、稲を刈った所もあるようです。

この泥沼のような田んぼから、水を抜き、生産力豊かな田んぼに生れ変わるの、明治以降になってからなんですね。

だからそれまでの越後で生産力豊かな田んぼというのは、もう少し山側に在ったと思います。あまり山深く行くと、雑穀を焼き畑でそだてている山村になります。そこまで行かない所、山から川が出てきて、その川の両側に狭い平地がある

場所、その平地を挟む形で両側に山がつかっている場所を思い浮かべて下さい。

その狭い平地の田んぼが、戦国時代の良田だったと思います。

私はこういうことを書いていきたいのです。

そしてこういうことを書くには、私が暮している田園風景というのは、大変参考になります。

季節ごとの田んぼの様子、雑木林の情景。川沿いを歩いていて葦原が途切れたような場所に出くわすと、昔の船着き場が思い浮かんだりします。

昔は水運が現代のトラックの流通網のような役割を果たしていました。

大名の城の外には城下町が広がっています。その町に沢山の商人が暮らしていて、多くの物産が商売されている。こうした物産の多くが、水運によって運ばれてきたものだったのです。

そうした船着場の情景が、葦や萱や、雑木がぐちゃぐちゃと茂った、自然の息吹が感じられる水際を歩いていると、ふと感じられたりするのです。

上州は養蚕がさかんでした。

蚕は農家の二階で、飼っていた。

そうした二階建ての農家の間を通る道は、ぐにゃぐにゃと曲がっていたりする。今はアスファルトの道ですが、それが土であった姿を想像すれば、昔の光景が徐々に甦ってきます。

そうした農家の間の道を抜けると彼岸花が咲いていて金色の田んぼが開ける。

小説の描写の参考になります。

また私の家の近くには古いお寺があって、そのお寺の裏には鬱蒼とした木立にかこまれた墓所があります。その墓場の中には随分古い時代に建てられたのではないかと思われる五輪塔もあります。

ひっそりとした奥津城で、そうした五輪塔に相對すると、江戸時代の武士より古い時代の武士、乃ち中世の武士が戦に負け、森の中に落ちてきて、腹を切るような光景が思い浮かびます。

その寺は真言宗なのですがコウヤマキという針葉樹の巨木が境内にあります。

コウヤマキというのは針葉樹なのですが、松や杉のように鋭い葉っぱをもっておりません。やわらかい針葉で触ると心地良いです。

真言宗の本山は、高野山です。この高野山に、コウヤマキの木は沢山生えています。

高野山では仏前に、コウヤマキの枝が供えられています。

まさに高野山を象徴する樹がコウヤマキなんですね。

だから私の近所の寺に生えているコウヤマキも、昔の住職が本山から苗木をわけてもらったのが成長したものなのかもしれません。

そんなことを思いながら、その巨木を見上げていた時、ふと、山伏がコウヤマキの樹をつかって修行しているシーンが思い浮かんだのです。

これが拙著、「秀吉を討て」の冒頭のシーンになります。

忍者でもあり山伏でもある主人公が、コウヤマキをつかって修行する処からこの物語は始まります。

どんな小説かという、根来衆が主人公です。

根来衆とは紀伊国(和歌山県)は根来寺の山伏で、鉄砲に精通していて、忍者だったのではないかとされている集団です。

この根来寺の境内、及び門前町というのは、戦国時代、工業都市というべき様相を呈していました。

どうしたことかという根来は鉄砲の生産がさかんだった。製造した鉄砲は、戦国大名に売り、銭にしていた。いわば武器工場が広がっていた訳です。

他にも根来塗というものがあります。

朱漆を塗った上に、黒漆を塗った漆器で、上側の黒漆が使っていく中で少しずつはげてゆく。内側の朱漆が表に出てくるようになる。朱の現れ方は持ち主によって異なります。

この違いを楽しむのが、根来塗なんですね。

根来塗の工房も根来に沢山あり、そうしたもこの地の経済を支えていた。

また寺院では精進料理を食します。味噌を大量に、消費する。味噌をつくる工房も軒をつらねていたでしょう。この味噌も、根来寺で消費するだけでなく、京や奈良などの市場に出まわっていたかもしれない。

このように根来の地は沢山の産業が栄え、富があつまっていた。

この根来衆が豊臣秀吉と戦ったのです。

私はこの小説で根来のことを調べ、初めて知ったのですが、そこには多くの悲しい物語がありました。

その戦いの過程を描いた小説が、「秀吉を討て」になります。

是非、読んでいただきたいと思います。

最後になりますが、拙著の宣伝をさせていただきたく思います。

まず、拙著をお読みになったことがないという方は、デビュー作「忍びの森」(KADOKAWA)か、この時代小説がすごい!2016で第一位にえられた「妖草師」(徳間書店)から読んでいただければと思います。

そして新刊のご案内ですが、2017年1月に新潮社さんの方から桃山時代のある悲しい物語を題材とした歴史小説を出すと思います。

その後は集英社さんの方から、「馬借」と呼ばれる陸運業者にスポットライトを当てた作品を出すと思います。こちらは文庫のシリーズになります。

私は武士ではなく様々な職業の庶民に注目した時代物を書きたいので、ものを運ぶ馬借を主人公とすれば、そのものを変えれば、多くの職能をもった民を登場させられるのではないかと考え、こうした作品を思いついた次第です。

お読みいただければ、光栄です。

本日はご清聴ありがとうございました。

武内 涼

大阪精神保健福祉協議会

シンポジウム「相模原事件と精神障害者」を開催

大阪精神保健福祉協議会は、昨年11月6日(日)に大阪府摂津市にある大阪人間科学大学内ホールでシンポジウム「相模原事件と精神障害者～胸を張って生きていこう～」を開催しました。

シンポジウムの冒頭、犠牲になられた方々を悼んで全員で黙とうを捧げた後、当協議会高橋会長が「ナチスのホロコーストに先立って、同じドイツ人の20万人の障害児(者)虐殺にドイツ精神医学精神療法神経学会が組織的に協力したことに同学会会長が謝罪された事実から、私たち一人ひとりに『うちなる優生思想』の存在を憂慮する旨」を開会の挨拶の代わりとして話されました。

続いて、全国精神保健福祉連絡協議会の竹島正会長にご多忙なところを大阪までご足労いただき、事件の経緯、背景、我々がこの事件を検討するうえで踏まえておくべき基本的情報などを基調講演としてわかりやすく丁寧に話してくださいました。

次にシンポジウムに移り、大阪精神医療人権センター代表理事で弁護士の大槻和夫氏、大阪府精神障害者家族会連合会会長倉町公之氏、大阪精神障害者連絡会代表山本深雪氏、精神障害と社会を考える啓発の会(精社啓)会長佐藤恵美氏、読売新聞大阪本社編集委員原昌平氏ら5人がそれぞれの立場で相模原事件にかかる問題、課題、所感などを述べられました。

各シンポジストともに約束の時間を超え、「国は責任能力の有無も明確になっていないのに精神障害者の犯罪と決めつけている」「安易に措置入院制度の改定で何もかも結論付けようとしている」「マスコミの報道姿勢が問題で池田小学校事件の時と同様の影響を憂う」「実名報道を行わないこと行えないことの問題」「情けないほどの同じことの繰り返しへの失望と怒り、当事者への大きな影響を心配する」「今後の対応策の一つとされる多機能型精神科(核診療所)による地域ケア体制構想への違和感……」などが語られました。

竹島会長はまとめとして、事件を踏まえて障害の有無にかかわらず「共生社会」の実現の必要性について触れられ、その実現のために具体的な努力の積み重ねが必要だとし、具体的に会長ご自身の川崎市での実践の歩みを紹介してくださいました。

当日は東京、他府県からなど約250人の参加があり、各シンポジストの話に熱心に耳を傾け、またフロアーからも各人の意見に同調する活発な意見が多く述べられ、充実した集まりになりました。

指摘された課題、また触れられていない多くの課題というパズルを一つひとつ丁寧に整備して後、パズル全体を有機的に組み合わせて予防策を講じなければならないところが、どうも措置入院制度の見直し、退院後支援計画策定という目先のカタチに急ぎ走るようです。そんなことが今回のシンポジウムで見えてきたのかなあと感じます。

シンポジウムのコーディネーターを筆者が務めました。開催について予算措置を全く講じておらず、竹島会長はもとより各シンポジストとも交通実費のみで、それもカンパ

で補うという荒わざでした。しかし、会場の借用については当協議会前会長故矢内純吉氏と大阪人間科学大学のご縁もあり特別の配慮を頂き、その他高橋会長らの呼びかけで神戸女子大学の皆さん、精社啓メンバーの皆さん、また特別に（福）精神障害者社会復帰促進協会には多大なご支援を賜りました。他方全国版でシンポジウムを広報して下さった地域精神保健福祉機構・コンボなど各機関の皆さんを含め、皆で作りに上げたシンポジウム、まさに「協議会ならではの」の有意義な集いになったと思います。

各位のご支援、ご協力にこころより感謝いたします。

大阪精神保健福祉協議会
理事・事務局 殿村 壽敏



(シンポジウム：
左から2番目 竹島会長)



精神保健福祉協会の運営基盤等に関する調査報告（概要版）

A 目的

各都道府県において精神保健福祉関係機関・団体等の連携と市民への啓発等に重要な役割を担っている各都道府県の精神保健福祉協会等（以下、協会）の運営基盤等の調査を行い、今後の発展のための基礎資料とすることを目的とした。

B 方法

全国精神保健福祉連絡協議会の作成した調査票を各都道府県の協会 46 箇所（未設置の奈良県を除く）にメール添付で送付した。調査期間は平成 28 年 10 月 20 日から平成 29 年 1 月 30 日であった。メールまたは FAX による回答数は 46（有効回答 100%）であった。

C 結果

1. 協会の設立年・法人格の取得

1960 年までに 21 協会（45.7%）、1970 年までに 38 協会（82.6%）、1980 年までに 40 協会（87.0%）、1990 年までに 44 協会（95.7%）が設置されていた。1991 年以降の設置は 2 協会（4.3%）であった。

法人を取得しているのは 14 協会（30.4%）であった。法人の種別は、公益社団法人 4 協会（28.6%）、一般財団法人 3 協会（21.4%）、一般社団法人 6 協会（42.9%）、NPO 法人 1 協会（7.1%）であった。

2. 協会の事務局

事務局の設置場所は、「都道府県の精神保健福祉主管課」4 協会（8.7%）、「精神保健福祉センター」30 協会（65.2%）、「その他」12 協会（26.1%）であった。「その他」の内訳は、精神科病院、精神科診療所、都道府県施設の部屋、社会福祉会館内、精神障害者社会復帰促進協会内、協会の運営する社会復帰モデル施設内などであった。

事務局体制について、「協会に雇用した常勤職員」の配置があるのは 16 協会（34.8%）であった。人数の内訳は「1 人」13 協会（81.3%）、「2 人」2 協会（12.5%）、「3 人」1 協会（6.3%）であった。「協会に雇用した非常勤職員」の配置があるのは 19 協会（41.3%）であった。人数の内訳は「1 人」15 協会（78.9%）、「2 人」2 協会（10.5%）、「3 人以上」2 協会（10.6%）であった。常勤、非常勤とも配置のないのは 15 協会（32.6%）であった。

「協会の雇用以外で事務局業務に従事する人」のあるのは 31 協会（67.4%）であった。人数の内訳は「1 人」13 協会（41.9%）、「2 人」8 協会（25.8%）、「3 人」2 協会（6.5%）、「4 人」4 協会（12.9%）、「5 人以上」4 協会（12.9%）であった。事務局所在地の職員が事務局業務に協力しているのは 29 協会（93.5%）、事務局所在地の職員以外が事務局業務に協力しているのは 5 協会（16.1%）であった。

ボランティアの協力（無償もしくは交通費実費程度を支給）は 5 協会（16.1%）であった。

事務局の使用料を支出しているのは 16 協会（34.8%）であった。その内容は、「電気料、電話料等」、「家賃」、「行政財産使用料」、「電気代・清掃代の面積割負担」、「みやぎ心のケアセンター事務局として計上」などであった。

3. 会員の種別

個人会員のあるのは 43 協会（93.5%）であった。個人会員のある 43 協会の会員数は「0～100 人」13 協会（30.2%）、「101～200 人」8 協会（18.6%）、「201～300 人」4 協会（9.3%）、「301～400 人」4 協会（9.3%）、「401～500 人」3 協会（7.0%）、「501 人以上」11 協会（25.6%）であった。会費は 1,000 円から 2,000 円が 26 協会（60.5%）を占めた。

団体会員のあるのは 42 協会（91.3%）であった。団体会員のある 42 協会の会員数の規模は「0～50 団体」24 協会（57.1%）、「51～100 団体」12 協会（28.6%）、「101～200 団体」5 協会（11.9%）、「201 団体以上」1 協会（2.4%）であった。会費は個々の協会で大きく異なり、施設種類や病院病床数によって会費が異なる協会もあった。

賛助会員のあるのは、個人会員、団体会員を含めて 25 協会（54.3%）であった。会費は個々の協会で大きく異なっていた。

その他の会員としては、病院会員、事業所会員、特別会員などの報告があった。会費は個々の協会で大きく異なっていた。

4. 会員の構成

会員が 1 名でもいる組織・団体は、行政については、「都道府県の精神保健福祉行政担当部署」39 協会（84.8%）、「都道府県のそれ以外の行政担当部署」22 協会（47.8%）、「政令指定都市の精神保健福祉行政担当部署」12 協会（26.1%）、「政令指定都市のそれ以外の行政担当部署」5 協会（10.9%）、「市区町村の精神保健福祉行政担当部署」27 協会（58.7%）、「市区町村のそれ以外の行政担当部署」9 協会（19.6%）であった。

医療については、「精神科病院」46 協会（100.0%）、「精神科医療（精神神経科診療所）」42 協会（91.3%）、「精神科以外の医療」20 協会（43.5%）であった。

行政を除く活動・施設については、「障害者総合支援法関連活動・施設」27 協会（58.7%）、「児童福祉関連活動・施設」9 協会（19.6%）、「母子保健関連活動・施設」4 協会（8.7%）であった。

このほか、「労働関連活動・施設」11 協会（23.9%）、「教育」20 協会（43.5%）、「職能団体」25 協会（54.3%）、「当事者・家族団体」35 協会（76.1%）、「自殺対策関連団体」5 協会（10.9%）、「マスメディア」4 協会（8.7%）、「その他」20 協会（43.5%）であった。

5. 収支の状況

平成 27 年度の収入（千円以下四捨五入）は「300 万円以下」20 協会（43.5%）、「301 万円以上 800 万円以下」14 協会（30.4%）、「801 万円以上」12 協会（26.1%）であった。

会費収入は「300 万円以下」35 協会（76.1%）、「301 万円以上 800 万円以下」9 協会（19.6%）、「801 万円以上」2 協会（4.3%）であった。

支出（千円以下四捨五入）は「300 万円以下」22 協会（47.8%）、「301 万円～800 万円」12 協会（26.1%）、「801 万円以上」12 協会（26.1%）であった。

6. 最近 10 年間の活動の変化

事務局、行政補助について質問したところ、「事務局の移転」10 協会（21.7%）、「事務局使用料の有料化」4 協会（8.7%）、「行政補助の削減・廃止」21 協会（45.7%）、「行政補助の開始・増加」6 協会（13.0%）の報告があった。

7. 各都道府県内で、協会以外で、精神保健福祉関係機関・団体の連携と市民への啓発等に重要な役割を担っている組織・団体

全国精神保健福祉連絡協議会では、各都道府県内で、協会以外で、協会と同様の精神保健福祉関係団体には、全国精神保健福祉連絡協議会への加入を呼びかけていくこととしている。この情報収集のために質問したところ、「ある」6 協会（13.0%）、「ない」18 協会（39.1%）、「わからない」22 協会（39.1%）との回答があった。

8. 精神保健医療福祉の今後の発展のために協会の果たす役割

最近 10 年間に精神保健医療福祉のあり方に関連した委員会活動、出版物の刊行、行事、政策提言などを行ったことがあるか尋ねたところ、「ある」23 協会（50.0%）、「ない」23 協会（50.0%）という回答があった。平成 28 年度中の予定を尋ねたところ、「ある」17 協会（37.0%）、「ない」29 協会（63.0%）という回答があった。

協会において、精神保健医療福祉のあり方に関連した情報を会員に提供することや、提言を行うことの可能性を尋ねた。

「精神保健医療福祉の改革に関する委員会活動の実施」については、「大いに可能」3 協会（6.5%）、「やや可能」7 協会（15.2%）、「どちらともいえない」15 協会（32.6%）、「やや困難」8 協会（17.4%）、「きわめて困難」13 協会（28.3%）という回答があった。

「ウェブサイトの活用」については、「大いに可能」5 協会（10.9%）、「やや可能」7 協会（15.2%）、「どちらともいえない」9 協会（19.6%）、「やや困難」6 協会（13.0%）、「きわめて困難」19 協会（41.3%）という回答があった。

「出版物の発行（既存の出版物への記事掲載を含む）」については、「大いに可能」6 協会（13.0%）、「やや可能」20 協会（43.5%）、「どちらともいえない」10 協会（21.7%）、「やや困難」4 協会（8.7%）、「きわめて困難」6 協会（13.0%）という回答があった。

「精神保健医療改革に関連した行事の開催」については、「大いに可能」1 協会（2.2%）、「やや可能」9 協会（19.6%）、「どちらともいえない」16 協会（34.8%）、「やや困難」10 協会（21.7%）、「きわめて困難」10 協会（21.7%）という回答があった。

「精神保健医療改革に関連した政策提言」については、「大いに可能」1 協会（2.2%）、「やや可能」9 協会（19.6%）、「どちらともいえない」17 協会（37.0%）、「やや困難」6

平成29年度 精神保健に関する技術研修課程 実施計画表

協会 (13.0%)、「きわめて困難」13 協会 (28.3%) という回答があった。

9. 協会活動の発展に向けての意見 (自由記載)

記載のあった内容を要約する。

1) 協会は県の外郭団体に位置付けられ、事務局が県庁の担当課や出先の県精神保健福祉センター内にあったが、財政削減策の対象となり、協会が県から独立し、事務室も独自に確保しなければならなくなった。協会の活動の衰退をくい止めることが大きな課題となっている。

2) 官民一体の組織として発足し、青少年問題を中心とする夏期講座、職場の精神保健に関する冬期講座を官民の機関の共催により、県精神保健福祉センターと共同実施している。また精神保健調査研究への助成、関連団体への補助金交付、厚生労働大臣表彰等への推薦活動及び毎年、会誌を発行して夏期・冬期講座の講演録や、その時々々の社会問題を取り上げた特集記事を掲載して会員に配付している。

D 考察

各都道府県の協会活動の財源と活動の実態は大きく異なるものの、全般に行政からの独立が強まる傾向があり、協会としての運営体制と財源を確保することが求められている。全国精神保健福祉連絡協議会としては、各協会の活動に関する情報の共有と、各地の協会と連携した取り組む活動の提案に努める必要がある。

竹島正、居戸由実、神庭重信、白澤英勝、水野雅文、山之内芳雄
(全国精神保健福祉連絡協議会)

研修日程	課程名	申込み方法		申込み期間	受講料	定員	主任		自殺総合対策推進センターの担当する研修
		WEB	自治体推薦				副主任		
平成29年 6月15日(木)～16日(金)	(第12回) 発達障害地域包括支援研修: 早期支援		○	3月24日(金)～4月14日(金)	無料	67組	神尾 陽子 高橋 秀俊 石飛 信		
7月5日(水)～6日(木)	(第23回) 発達障害支援医学研修		○	4月6日(木)～4月27日(木)	無料	60	稲垣 真澄 加賀 佳美 北 洋輔		
8月29日(火)～9月1日(金)	(第15回) 摂食障害治療研修	○*		6月19日(月)～7月10日(月)	¥24,000	50	安藤 哲也 菊地 裕絵		
8月29日(火)	地域精神科 モデル医療研修シリーズ 8月29日(火)	○		6月19日(月)～7月10日(月)	¥6,000	40	藤井 千代 佐藤 さやか 山口 創生		
8月30日(水)～9月1日(金)	(第15回) 多職種による包括型アウトリーチ 研修	○		6月19日(月)～7月10日(月)	¥18,000	40			
	(第5回) 医療における個別就労支援研修					20			
9月5日(火)～8日(金)	(第31回) 薬物依存臨床医師研修	○		6月26日(月)～7月18日(火)	¥24,000	20	松本 俊彦 船田 正彦 嶋根 卓也 近藤あゆみ		
	(第19回) 薬物依存臨床看護等研修					30			
9月19日(火)～20日(水)	(第2回) 自殺対策・相談支援研修	○		7月10日(月)～8月3日(木)	無料	100	反町 吉秀		○
9月27日(水)～28日(木)	(第10回) 発達障害地域包括支援研修: 精神保健・精神医療		○	6月30日(金)～7月21日(金)	無料	67組	神尾 陽子 高橋 秀俊 石飛 信		
9月27日(水)～29日(金)	(第54回) 精神保健指導課程研修(二部制)	○		7月18日(火)～8月8日(火)	全日 ¥18,000 各部 ¥12,000	各部 40	山之内芳雄 鈴木友理子		
9月27日(水)～28日(木)	第一部 メンタルケアの初期対応のリーダーになる								
9月28日(木)～29日(金)	第二部 データを活用し身近な施策を組み立てる								
10月24日(火)～25日(水)	(第12回) 司法精神医学研修	○*		8月14日(月)～9月4日(月)	¥12,000	50	安藤久美子 菊池安希子 河野 聡明		
11月8日(水)～10日(金)	(第14回) 摂食障害看護研修	○*		8月28日(月)～9月19日(火)	¥18,000	50	安藤 哲也 菊地 裕絵		
11月13日(月)～15日(水)	(第9回) 認知行動療法の手法を活用した 薬物依存症に対する 集団療法研修	○		9月4日(月)～9月25日(月)	¥18,000	100	松本 俊彦 船田 正彦 嶋根 卓也 近藤あゆみ		
平成30年 1月24日(水)～25日(木)	(第24回) 発達障害支援医学研修		○	10月26日(木)～11月16日(木)	無料	60	稲垣 真澄 加賀 佳美 北 洋輔		

※推薦状が必要な研修

◆最新情報は、ホームページにてご確認ください。

一般社団法人 全国精神保健福祉連絡協議会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人 全国精神保健福祉連絡協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都小平市小川東町4丁目1番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的・事業)

第3条 この法人は、各都道府県精神保健福祉協会及び精神衛生協会又は協議会（以下「地方協会等」という。）間の連絡を図り、もって精神保健福祉の普及発展に資することを目的とする。

第3章 会 員

(会員)

第4条 この法人の会員は、地方協会等の長とする。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第5条 会員となるには、理事会において別に定めるところにより、入会の申し込みを行うものとする。

(経費の負担)

第6条 この会の経費は、地方協会等の分担金その他をもってあてる。

(退 会)

第7条 会員は、いつでも退会届を提出して退会することができる。

(除 名)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 総会員の同意があったとき。
- (2) 当該会員が所属する地方協会等が解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第10条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第12条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日々の2週間前までに、会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議 長)

第14条 総会の議長は、会長とする。

(議決権)

第15条 会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決 議)

第16条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第17条 総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第18条 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第16条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、会長及び理事1名がこれに記名押印するものとする。

第5章 役員

(役員)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上15名以内
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 理事のうち2名を副会長とする。
- 4 理事のうち3名以内を常務理事とする。
- 5 2項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とし、3項の副会長及び4項の常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(理事の制限)

第21条 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(役員を選任)

第22条 理事は、別表に掲げる都道府県の地区ごとに、当該地区内の地方協会等の協議により、地方協会等の役員のうちから1名の推薦を受け、総会の決議によって選任する。

- 2 前号の理事のほか、精神保健福祉に関し学識経験のある者若干名を総会の決議を得て理事として選任することができる。
- 3 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。
ただし、役員が構成されない場合は、総会の決議により決定することができる。
- 4 監事は、地方協会等の役員のうちから総会の決議により選出する。
- 5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を組織し、法令及びこの定款で定めるところにより、会務の執行を決定する。

- 2 会長は、この会を統括し、この法人を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐するとともに、会務を執行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、常務理事会を組織して会務を執行する。
- 5 会長及び副会長・常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 事業計画、予算の作成その他この法人の会務執行の決定

(2) 理事の会務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事はその提案について異議を述べたときを除き、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

(常務理事会)

第34条 常務理事会は、必要の都度会長がこれを招集し、議長となる。

第7章 顧問

(顧問)

第35条 この会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、総会及び理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第37条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 正味財産増減計算書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第38条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この法人は、総会の決議によって、定款を変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、国もしくは地方公共団体、又は公益社団法人もしくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人に帰属させるものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告方法は、電子公告とする。

第11章 職員

(職員)

第43条 この会に職員若干名を置き、会長が任免する。

第12章 雑則

(細則)

第44条 この定款施行について必要な事項は、理事会の決議を経て会長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成25年3月31日までとする。
3. この法人の設立時会員の氏名及び住所は次のとおりとする。

<必要的記載事項>

4. この法人の設立時理事は、次に掲げる者とする。
5. この法人の設立時監事は、次に掲げる者とする。

別 表

地 区	所 属 す る 都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県
関東甲信	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県
東海北陸	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県 福井県
近 畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中 国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四 国	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九 州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

一般社団法人 全国精神保健福祉連絡協議会役員名簿

平成29年7月1日現在

区分	会長名	所属	〒	所在地	TEL	
会長	竹島 正	川崎市健康福祉局障害保健福祉部担当部長 精神保健福祉センター所長	212-0005	川崎市東田町8 パレールビル12階 精神保健福祉センター	044-200-2510	
副会長	松岡 洋夫	(公社)宮城県精神保健福祉協会会長	989-6117	大崎市古川旭5丁目7-20 宮城県精神保健福祉センター内	0229-23-0021	
	山之内 芳雄	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 精神保健計画研究部長	187-8553	小平市小川東町4-1-1 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所	042-346-1949	
理事	北海道	池田 輝明	003-0029	札幌市白石区平和通17丁目北1-13 ころの리카パリー総合支援センター内 (副会長)	011-861-6353	
	東北	松岡 洋夫	143-8541	大田区大森西6-11-1 東邦大学医学部精神神経医学講座内	03-3762-4151(6770)	
	関東甲信	水野 雅文	422-8033	静岡市駿河区有明町2-20 静岡総合庁舎別館4階	054-202-1220	
	東海北陸	加藤 正武	591-8003	堺市北区船堂町2-8-7 大阪精神科病院協会内	072-255-5611	
	近畿	高橋 幸彦	700-0985	岡山市北区厚生町3-3-1 岡山県立精神保健福祉センター内	086-201-0850	
	中国	藤田 健三	770-8570	徳島市万代町1-1 徳島県保健福祉部健康増進課内	088-621-2225	
	四国	大森 哲郎	816-0804	春日市原町3-1-7 福岡県精神保健福祉センター内	092-584-8720	
	九州	神庭 重信	362-0806	北足立郡伊奈町小室818-2 県立精神保健福祉センター企画広報担当内	048-723-5331	
	学識経験者	高畑 隆	(公社)埼玉県精神保健福祉協会顧問	273-8540	千葉県船橋市市場3-3-1	047-422-2171
		丸山 晋	復光会総武病院診療顧問	260-0801	千葉市中央区仁戸名町666-2 千葉県精神保健福祉センター内	080-7000-2093
監事	日下 忠文	千葉県精神保健福祉協会会長	181-8531	三鷹市上連雀4-14-1		
	浅井 昌弘	(財)井之頭病院名誉院長	838-0823	朝倉郡筑前町大久保500 朝倉記念病院	0946-22-1011	
顧問	中尾 弘之	福岡県精神保健福祉協会名誉会長	260-0801	千葉市中央区仁戸名町666-2 千葉県精神保健福祉センター内	080-7000-2093	
	佐藤 壹三	(NPO)千葉県精神保健福祉協議会顧問	187-8553	小平市小川東町4-1-1 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所所長	042-346-1942	

地方精神保健福祉協議会名簿

平成29年8月1日現在

地区	名称	会長名	〒	所在地	TEL	FAX
北海道	北海道精神保健協会	池田 輝明	003-0029	札幌市白石区平和通17丁目北1-13 ころの리카パリー総合支援センター内	011-861-6353	011-861-6330
	青森県精神保健福祉協会	田崎 博一	038-0031	青森市大字三内字沢部353-92 青森県立精神保健福祉センター内	017-787-3951	017-787-3956
	岩手県精神保健福祉協会	大塚 耕太郎	020-0015	盛岡市本町通3-19-1 岩手県精神保健福祉センター内	019-629-9617	019-629-9603
	(公社)宮城県精神保健福祉協会	松岡 洋夫	989-6117	大崎市古川旭5丁目7-20 宮城県精神保健福祉センター内	0229-23-0021	0229-23-0388
	秋田県精神保健福祉協会	清水 徹男	010-0922	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館 4階	018-864-5011	018-864-5011
	山形県精神保健福祉協会	大谷 浩一	990-0021	山形市小白川町2-3-30 山形県精神保健福祉センター内	023-624-1217	023-624-1656
	(社)福島県精神保健福祉協会	矢部 博興	960-8012	福島市御山町8-30 福島県精神保健福祉センター内	024-535-3556	024-533-2408
	新潟県精神保健福祉協会	染矢 俊幸	950-0994	新潟市中央区上野2-2-3 新潟県精神保健福祉センター内	025-280-0111	025-280-0112
	茨城県精神保健福祉協会	池田 八郎	310-0852	水戸市笠原町不動産993-2 茨城県精神保健福祉センター内	029-241-3352	029-241-3352
	(一財)栃木県精神衛生協会	青木 公平	320-0032	宇都宮市昭和2-2-7 宇都宮市精神保健福祉センター内	028-622-7526	028-622-7879
関東	群馬県精神保健福祉協会	福田 正人	379-2166	前橋市野中町368 群馬県こころの健康センター内	027-263-1166	027-261-9912
	(公社)埼玉県精神保健福祉協会	山内 俊雄	362-0806	北足立郡伊奈町小室818-2 埼玉県立精神保健福祉センター企画広報担当内	048-723-5331	048-723-5331
甲信	(NPO)千葉県精神保健福祉協議会	日下 忠文	260-0801	千葉市中央区仁戸名町666-2 千葉県精神保健福祉センター内	080-7000-2093	043-265-3963
	東京都精神保健福祉協議会	水野 雅文	143-8541	東京都大田区大森西6-11-1 東邦大学医学部精神神経医学講座内	03-3762-4151(6770)	03-5471-5774
東海	(社)神奈川県精神保健福祉協会	西井 華子	233-0006	横浜市長谷区荻が谷2-5-2 神奈川県立精神保健福祉センター内	045-827-1688	045-827-1688
	山梨県精神保健福祉協会	松井 紀和	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ3F 山梨県立精神保健福祉センター内	055-254-8644	055-254-8647
	長野県精神保健福祉協議会	渡辺 啓一	380-0928	長野市若里7-1-7 長野県精神保健福祉センター内	026-227-1810	026-227-1170
東海	静岡県精神保健福祉協会	加藤 正武	422-8031	静岡市駿河区有明町2-20 静岡総合庁舎別館4階	054-202-1220	054-202-1220
	愛知県精神保健福祉協会	尾崎 紀夫	460-0001	名古屋市中区三の丸3-2-1 愛知県精神保健福祉センター内	052-962-5377	052-962-5375
	岐阜県精神保健福祉協会	田口 真源	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県・福祉農業会館3F	058-273-5720	058-273-5720
北陸	三重県精神保健福祉協議会	岡田 元宏	514-8567	津市桜橋3-446-34 三重県津庁舎保健所棟2F	059-223-5241	059-223-5242
	(公社)富山県精神保健福祉協会	吉本 博昭	930-0887	富山市五福474-2 ゆりの木の里内	076-433-0383	076-433-6695
	石川県精神保健福祉協会 松原三郎	越野 好夫	920-8201	金沢市岐月東2-6 ころの健康センター内	076-238-5761	076-238-5762
福井県精神保健福祉協会	和田 有司	910-0026	福井市光陽2-3-36 福井県総合福祉相談所障害者支援課精神G	0776-24-5135	0776-24-8834	

地区	名 称	会 長 名	〒	所 在 地	T E L	F A X
近畿	滋賀県精神保健福祉協会	山田 尚登	525-0072	草津市笠山8-4-25	077-567-5250	077-567-5250
	(社)京都精神保健福祉協会	林 拓二	602-8143	京都市上京区堀川通丸太町下る 西入中之町519	075-822-3051	075-822-3051
	(社)大阪精神保健福祉協議会	高橋 幸彦	591-8003	堺市北区船堂町2-8-7	072-255-5611	06-4791-4895
	兵庫県精神保健福祉協会	橋本 健志	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2	078-252-4980	078-252-4981
	和歌山県精神保健福祉協会	小野 善郎	640-8319	和歌山市手平2-1-2 和歌山ビ'ック 愛	073-435-5194	073-435-5193
	鳥取県精神保健福祉協会	青木 茂	680-0901	鳥取市江津318-1	0857-21-3031	0857-21-3034
	島根県精神保健福祉協会	堀口 淳	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2F	0852-32-5905	0852-32-5924
	(一社)岡山県精神保健福祉協会	藤田 健三	700-0985	岡山市北区厚生町3-3-1	086-201-0850	086-201-0851
	(社)広島県精神保健福祉協会	山脇 成人	739-0323	広島市安芸区中野東4-11-13	082-893-6242	082-893-6242
	山口県精神保健福祉協会	渡辺 義文	747-0801	防府市駅南町13-40	0835-27-3480	0835-27-4457
四国	徳島県精神保健福祉協会	大森 哲郎	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2225	088-621-2841
	香川県精神保健福祉協会	中村 祐	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3294	087-806-0240
	愛媛県精神保健福祉協会	上野 修一	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-934-5714	089-912-2399
	高知県精神保健福祉協会	明神 和弘	780-0850	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9669	088-823-9260
	福岡県精神保健福祉協会	神庭 重信	816-0804	春日市原町3-1-7	092-584-8720	092-584-8720
	佐賀県精神保健福祉協会	門司 晃	845-0001	佐賀県小城市小城町178-9	0952-73-5060	0952-73-3388
	(一社)長崎県精神保健福祉協会	小澤 寛樹	852-8114	長崎市橋口町10-22	095-846-5115	095-846-8920
	(公社)熊本県精神保健福祉協会	池田 学	862-0920	熊本市東区月出3-1-120	096-285-6884	096-285-6885
	大分県精神保健福祉協会	淵野 耕三	870-1155	大分市玉沢平石908	097-541-5276	097-541-6627
	宮崎県精神保健福祉連絡協議会	高宮 眞樹	880-0032	宮崎市霧島1-1-2	0985-27-5663	0985-27-5276
九州	鹿児島県精神保健福祉協議会	富永 秀文	890-0021	鹿児島市小野1-1-1	099-218-4755	099-228-9556
	(一財)沖縄県精神保健福祉協会	仲本 晴男	901-1104	島尻郡南風原町宮平212-3	098-888-1396	098-888-1396



一般社団法人

全国精神保健福祉連絡協議会

〒187-8553 東京都小平市小川東町4-1-1
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 精神保健計画研究部内
TEL・FAX 042-345-6608